

平成21年10月16日

市民のみなさまへ

旭川市保健所

「小児科当番医の増設」及び「医療機関体制維持のためのご協力をお願い」について

旭川市内においても新型インフルエンザの流行が警報レベルを超え、医療機関を受診する患者が増加しております。

この間、医療機関の方々におかれましては、大変なご負担をおかけしてまいりましたが、そうした中におきましても当保健所からの要望に即応いただき、10月18日（日）から当分の間、日曜日及び祝祭日の日中（午前9時～午後6時）の小児科当番医療機関を1箇所から2箇所に増設していただくこととなりました。

今後のさらなる流行が予想される中、医療体制を守り続けるために、市民のみなさまには次の事項を守っていただきますようお願いいたします。

- ①基礎疾患をお持ちでない方で、熱がそれほど高くない場合は、なるべく夜間及び休日の受診はお控えいただき、平日の日中に受診していただきますようお願いいたします。また、発熱後すぐに受診された場合、インフルエンザの検査を受けても、陰性と診断される場合があります。
- ②新型インフルエンザに罹患した場合、その本人は解熱後2日目までは自宅療養を勧めております。また、その家族や同僚等のいわゆる濃厚接触者は、症状が出るまではマスクをして通学や出勤をしても差し支えありません。そのため、事業者等が、本人や濃厚接触者の通学や出勤に際し、新型インフルエンザに罹患していないための証明を求めたり、治癒したことの証明を求めるために医療機関を受診させることは、お控えいただきますようお願いいたします。
- ③中学生以上は内科を受診することも可能な場合がありますので、小児科医療機関が混雑している場合は、内科医療機関にご確認ください。

【お問い合わせ】

保健総務課

電話 25-6354